

その工事、 「石綿」が含まれて いませんか？

アスベスト



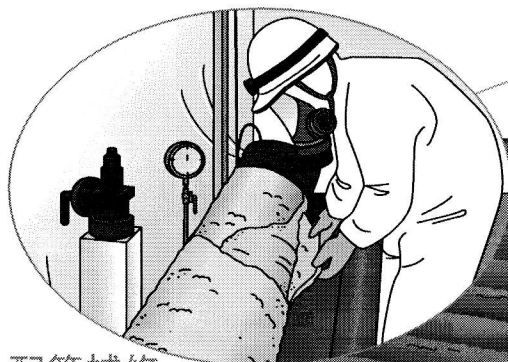
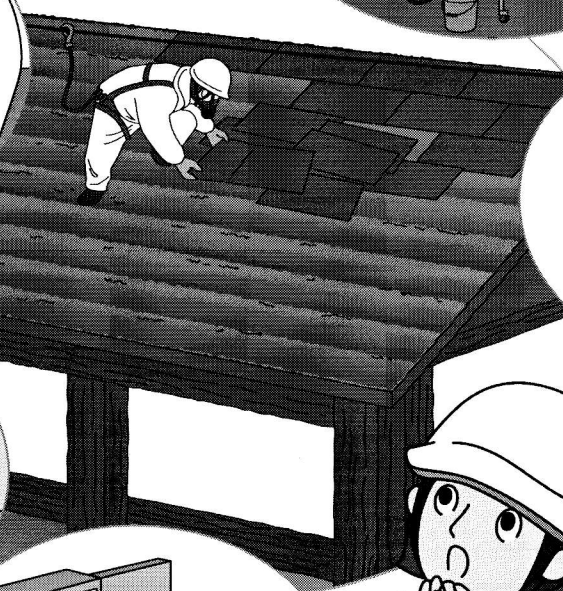
内装工事



風呂リフォーム



解体工事



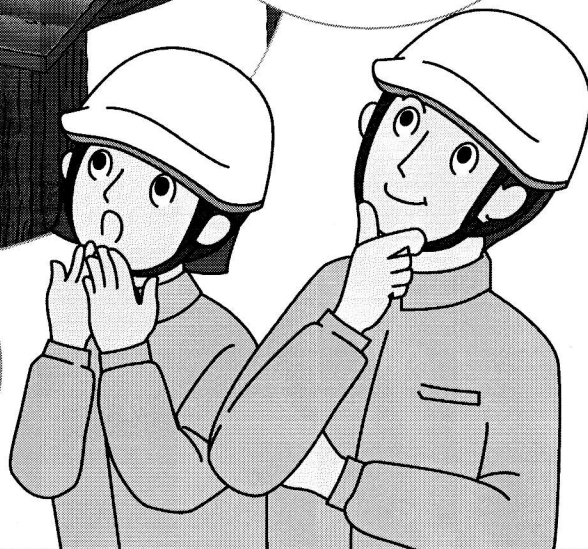
配管補修



外壁補修



電気設備工事



石綿（アスベスト）の有無の「事前調査結果の報告」が義務化

全ての建築物、特定の工作物の一定規模以上の解体・改修工事は、2022年4月1日着工の工事から原則全数が報告対象となります。

報告用Webシステムをご活用ください

（石綿事前調査結果報告システム：2022年3月公開予定）

事前調査結果は、施工業者（元請事業者）から労働基準監督署と自治体の両方に報告が必要です。

報告用Webシステムを使用すると、パソコン、スマホから24時間いつでも報告ができます。

※2022年3月（予定）のシステム公開までは、案内ページにリンクします（報告対象工事も確認できます）。



石綿事前調査結果報告システム

検索

工事発注者・個人の皆さまへ

建物や家などの解体、リフォーム、各種設備工事、修繕時には、法令に基づく石綿の事前調査が施工業者に課せられています。これらの工事を発注する際は、石綿の事前調査や施工費用が適切に計上されていることを確認ください。厚生労働省では、発注者の皆さま向けの情報も発信しています。



石綿総合情報ポータルサイト

検索